

近世村落における神判について

原 田 敏 丸

一 序 言

神判とは中田薫博士によると、欧州語の *judicium Dei*, *Gottesurheil*, *le jugement de Dieu*, *Ordeal* 等の訳語であり、訴訟法上の立証手段の一種であつて、「諸種の自然的元素を適用して神の示現を仰ぎ、以て犯罪の有無事実の真偽を判決する方法」であるといふ。また穂積陳重博士は神裁といふ語を用いられ、これは「争訟疑獄の審判を為すに当り、其曲直に関する神意の啓示を祈請し、奇蹟の現示を以て神の裁判と為すものである」と規定された。⁽²⁾

神判はインドの古代法並びにゲルマン法又はゲルマン系諸種族の法慣習において顯著に認められ、なかでもインドの場合には世界中で最も古く、そして最も広く行われたと考えられている。古代インドの法典に定められた神判には、一般に神意の啓示を求める手段としてそれぞれ火(灼熱した鉄丸を掌中に握らせ、又は犁頭形の極熱した鉄挺を舌でなめさせ、傷の有無によつて判定する)・水(水中に没入せしめ、一定時間耐えられるか否かによつて判定する)・秤(体重を二回計量し、前後の重量を比較して判定する)・毒(毒物を食わせて、中毒の有無により判定する)・神水(悪魔像をひたした水を吞ませ、神罰の徴候があらわれるか否かにより判定する)・嚼米(神饌米をかませ、口中の傷の有無を見て判定する)・沸油(油を煮沸せる釜底を探らせ、手傷の有無によつて判定する)・抽籤(正・悪二種のくじをひかせて判定する)の八種の神判が区別されている。⁽³⁾ これらについて神意を判断する方法によ

り大別すると、その一は被判人の人体に何らかの物質乃至作用を加えてその結果生ずる物理的現象による場合（前七者）、その二は一定の呪術的儀式によって神意を判断する為に作成された抽籤による場合（C）の二種に分ち得る。前者はさらに人体の外部に対して火・水・秤・沸油を用いる場合（A）と、人体の内部に対して毒・神水・米を用いる場合（B）とに分類できる。

この(A)に属する方法としてはインド以外でも我国や琉球・中国等に関してその証跡を残している毒蛇神判、火神判の一種とも考えられる熱湯神判等がある。熱湯神判は古来最も広く行われ、その方法も各民族ほぼ類似していた。我国古代の盟神探湯もその一つである。(B)に属するものとしてはイギリス古代の呪食神判（cursed mouse）がある。これは聖職者の審理に限られたが、羽根をかくした食物をのみこませ、成功すれば無罪、嚙下に際して骨を折れば有罪とされた。(C)と同類の方法として中国の杯卜神判がある。これは神前に杯玦（蛤の殻またはその形をした卜占の具）の類を投げて卜う方法である。以上はとくに顯著な神判の諸類型をかかげたにすぎない。かつて中国においては古来この制度が存在した証跡なし、といわれたが、近時仁井田陞博士は上述の杯卜神判を含めた道教信仰との関連においてあらわれる中国の各種の神判について明らかにされた。かくて今日では殆んど世界の各地にその痕跡が発見され、神判は蒙昧時代における人類共通の制度であることが証明されたばかりでなく、極めて多様な神判が現代においてすら世界の原始的種族の間で行われていると説かれるに至った。

さて日本の神判については、既に中田薫・穂積陳重・牧野信之助の諸氏によって日本書紀及び唐初に編述された北史（列伝倭国の条）の記載に基づき、古代の熱湯神判（盟神探湯）及び毒蛇神判の存在が指摘され、また中世、とくに室町時代にはいると看聞日記・日本西教史・甲陽軍鑑その他の文献にかなりの神判に関する記事を見出すことができ、これらによって熱湯神判（湯起請）・火神判（火起請）・神水神判及び抽籤神判（鬮取）等の存在が明らかにされている。一般にわが国

の神判の中では古代の盟神探湯（区訶陀智）が最も世に知られており、前述の毒蛇神判とともに研究の対象とされ、最近においても法または裁判の最も素朴な段階を示すものとして、これらによりわが国固有法の裁判乃至法の発見の問題が論ぜられている。これはそれ自体当を得たことと思われるが、同時に我々は村落社会においてははるかに後世に至るまでこの神判が行われていたこと、近世の村落における神々の権威は村人達が彼らの判断力を超えた事態に対処するに当り、依然として極めて強力であったことを知らねばならない。この点は牧野信之助氏がつとに指摘された所で、村落の結合觀念が鞏固になりつつあった中世末期から近世初期にかけて、その領域の拡充、山野の編入、用水の引用権は村落相互間に重大な關係を生じ、所謂境論・山論・水論は村落の運命をかけて激しい争いを生じつつあった。その曲直を判定するに当り、最後の決断を神慮に仰がざるを得なかつた場合が少なくない。中世末期におけるこの種の事例として牧野氏は永享八年三月の近江国蒲生郡山前対觀音寺の山論、同八年五月の同国滋賀郡小松庄対打下庄の境論、同十一年六月同国栗太郡田上柚庄対牧庄の境論の三例をあげ、さらに江戸時代の神判に論及しておられる。¹³ 小稿では牧野氏のあげておられる事例に、新たに発見せるものを加え、江戸時代における村落の神判について若干の考察を試みたいと思う。

二 鉄火裁判

江戸時代の村落において行われた神判としては、牧野信之助氏が近江の事例を二つあげておられる。その一は慶長十二年六月、甲賀郡宇治川原対酒人・宇田間の境論が延引して落着せず、奉行はこれを鉄火裁判に付する旨厳達した事件である。もっともこれはあらかじめ一箇月間双方の犠牲者を精進屋に入籠させ、鉄火取の期日を定めること四・五回に及んだが、酒人側が神罰を恐れて和解を懇請した為決行されずに終った模様である。その二は元和五年九月、蒲生郡日野町を中心とした東九箇村（熊野・平子・蔵王・北畑・音羽・仁本木・仁正寺・松尾山・村井大窪）と西九箇村（野口・内池・三十坪・増田・

小谷・鈔物師・石原・岡本・麻生」との間に日野山の入会権をめぐる争いが生じ、容易に決着せず、遂に鉄火裁判を行うこととなつた事件である。⁽¹³⁾この事件については日野町綿向神社所蔵にかかる「山論鉄火裁許之記書」⁽¹⁴⁾にその梗概が記述されているから以下争論延引より鉄火裁判の経緯に関する箇所を摘記することにしよう。

(上略) 證據之書物等も無之、唯双方申事而已にて利非不相分御裁許ニ成兼、慶長十四年より元和五年まで拾ヶ年余其儘ニ而裁許無之、尤此内三四年は大坂御陣旁ニ而諸役人衆公用ニ無暇時節ニ付是等之事は都て延引致ひよし、(中略) 其頃石原村ニ角兵衛と言浪人有、評書等も相應ニ致才智有者ゆへ、村方ニ而扶助いたし留置ひ、此者或時庄屋宅ニ而申ひハ、柴山論之事當年まで及凡拾ヶ年ニ得ども今以何れ共不相分、此未達も中々急ニ濟ひ事とハ不被存ひ、昔應神天皇の御時甘美内の宿禰、武内の宿禰を諷言する事あり、天皇其實否を為知ん、兩人に熱湯ヲ探し給ふ、是る湯起請・火起請と言事始りひ、火起請と言ハ鐵を火ニして是を掌へ受るなり、今度の一件も長々敷御裁許を御待被成ひる神慮に任せ、綿向の神前に而鉄火ヲ取、無事ニ取得たる方を利とし、不取得方を非と致ひハ、早速落着可致ひ、若シ此義に極りひハ、私儀數年常村之御憐愍を請御世話に罷成ひ御恩報として鉄火を取ひ役可相勤と申ひニ付、西郷村役人内々談合いたし角兵衛の申出しひ事は秘し置無何氣駄ニ而忝兩人東郷へ來り、物語りの序ニ鉄火之咄を致、柴山争論之義も今ニ何之御沙汰も余り延々相成御互ニ迷惑ニ存ひ間、綿向之神前ニ而鉄火を取決着致ひ而ハ如何御評議可被下と申置歸りける、依之東郷に而も村々寄合評議致ひ得共誰あつて鉄火之役勤んと言者無之、しからハとて此義辭退致しひハ偽言有故恐れんと可被申、扱々無是非次第なりと各々歎息いたし居ひ處、其頃年寄役相勤居ひ村井横町九良左衛門と申者(中略)生得律義なりけるか、此評議を聞氣之毒ニ思ひ申出けるは九ヶ村之内に此役勤めひ者無之、夫故ニ非分ニ陥りひと申てハ外間旁甚に残念ニ存ひ、神は正直を照し玉ふ、何之恐れハハん、私相勤可申与無恐氣も申ひニ付評儀極り、鉄火之事可宜と西郷へ申遣し、此段双方が北見五郎左衛門内々相窺ひひ處、不容易儀ニ付此方ニ而申附ひ事には難相成、江戸表へ窺之上可及沙汰ひ旨被仰聞、元和五年未五月御窺被成ひ處早速御聞濟ニ相成、追日檢使の者可差遣と御下知有之趣五郎左衛門殿々被仰渡、一同難有御請由上、村々御檢使之時節を相待ける、爰に東郷之内羽羽村庄屋喜助と申者、右山論に就てハ役所向ハ勿論村掛合等も惣而此者應對致ひゆへ、西郷の者妬思ひ居ひ哉、或時喜助ニ向ひ申けるハ、是までハ何事も利口に言廻されひ得共、鉄火は取れ申聞敷と嘲笑ければ、喜助大に憤り、正路にして何か恐ん、望ニハハ、拙者鉄火を取見せ可申と答へ、直に日野町へ來り歎儀之諺ゆへ、鉄火之役ハ是非とも私相勤と申ひニ付、其筋難然止九郎左衛門と代り喜助ニ究りけり、西郷ニ而八角兵衛の咄ひ事ハ能々隠し置、表向ハ外ニ勤めひもの無之、角兵衛儀ハ石原村にて數年世話いたし憐を掛置ひ者ニ付相頼ひ處、此者恩儀

を思ひ鉄火之役勤いと申居よし、(中略)

元和五年九月御檢使御着被成、村々被召出、鉄火之事被仰渡ひ、然ル處同郡中山村天台宗金剛定寺・松尾山村禪宗正明寺・畑村禪宗西明禪寺此三ヶ寺を以て東西村々被申越ひ越へ、今度柴山立會爭論事不相分二付、江戸表を御役人衆被成御越、綿向の神前二而火起請被仰付ひ由承り、御利生二而實否相分りひハ、一方ハ重科に可被仰付存ひ、纒の草柴二而人を害ふ事、實以敷ヶ敷至りひ、双方此理を取弁知濟之意ひハ、御上向ハ寺僧共々御託申上蒙御免ひ、尚又山論之義も立入不悪唆ひ可進と被申越ひ、依而村々寄合評儀致ひ處、何れも三ヶ寺に相任せ可然と相談究り双方より相頼ひ二付、三ヶ寺早速御役人中へ被成御出會、色々と御願被成ひ得共、御老中方御評議之上御檢使被差越ひ事二付、何分にも御許容無之、弥々九月十八日鉄火二定りけり、其日に成りけれハ綿向大明神之神前二棚飾り喜助・角兵衛兩人白木綿之衣裳を着、鉄を斧の形ちに為作、双方是を持出し右之棚二設置、夫々五間程南へ隔、東西二ヶ所に炭火をおこし、時刻前二鍛師職二申付、御見分之上、右之鉄を双方一同に焼赤め、能々火に成ひを、掌へぎを敷是を受ひなり、時に御檢使御人被仰ひハ、東郷を持出ひを西郷の者二渡し、西郷を持出ひを東郷の者二可渡と被仰付ひ、是は若し鉄二仕かけにても有んかとの用心なり、此時喜助ハ鉄火を受取、三間斗走り寄、元の棚へ投上けれハ、棚板を焼抜、鉄火ハ下江落たりけり、角兵衛も鉄火ハ受ひ得共、忽掌焼輝りひゆへ、其處へ投捨逃出けるを御役人衆急々追懸搦捕、翌日町中を引廻し、西之野仕置場二而磔に行れける、(中略)西郷を持出ひ鉄には何を交せひ哉、一同二焼赤めひ得共火氣薄ひよし、是ハ角兵衛の工ミ夫二而何角仕法を致置ひ事と申傳ひ、此角兵衛御脚奸智有者故無益之事を言出し人を苦んとすれと、天罰不遁却而其身を亡しひ事可恐事なり、又敷様之事も有んかと鉄火を取替被渡ひ御上の明察可恐賞壽、喜助の老母ハ至而雄々敷女なりけるか、怪喜助今度鉄火を取不得ひハ、御成敗を不待其場二而手打二致べくと長刀を持綿向之社地まで参りひ由、(中略)其後右鉄火を取ひ褒美として蔵王村砥山を喜助三遣す、(中略)横町九郎左衛門鉄火は不取ひ得共、最初其役可勤と申ひ二付、村井町南耕地二而三畝余之田地を遣しひ、(中略)是ハ此田を鉄火田と申傳ひなり(傍点筆者、以下同じ)

これによると結局この神判によって真実が判明したというよりも、むしろ西九箇村の代表たる角兵衛の詐謀が神罰を蒙り、西九箇村の敗訴を齎したというべき結果となった。さらに右書によると鉄火に際して公儀の檢使二名、酒井・板倉・本多・安藤・土井等の老中がそれぞれ一名ずつの檢使を派遣したというから、この裁判の進行がいかに世人の注目を集めたかがわかる。従つてこの時代においてさえ、このような鉄火による裁判はあまり多く見られなかつたとすべきであらう

か。爾後この時のことがこの地方の重要な事件として日野町住民の脳裏に刻みつけられていたことは、同地の豪商中井源左衛門家の古文書中、寛永十一年より万治二年まで二十六年間の「大窪組免定割附之写」に「大窪庄屋三組ニ相成ひ事ハ、元和五年ハ寛永十一年迄拾五年之間ニ相別ひ事相見得申ハ、元和五年鉄火公事之節ハ日野大窪庄屋九兵衛老人と相見得（下略）」とあるのによつて推察することができる。

かくて日野の鉄火裁判は当時世間の耳目を聳動したものであったとはいへ、この裁判方式は決して当時の一般的な法慣習からかけ離れたものではなかった。前記甲賀郡の事例はその根拠の一つとなし得るが、さらにもう一つの証拠として同国神崎郡佐目村の鉄火裁判に関する村極^{ムキ}を掲げることができる。これは近世の村法としても年代が古く、特殊な内容を持ち、且つ署名の様式に特色があるので、写真版と対照してその本文を左に掲げておく。

究之覚

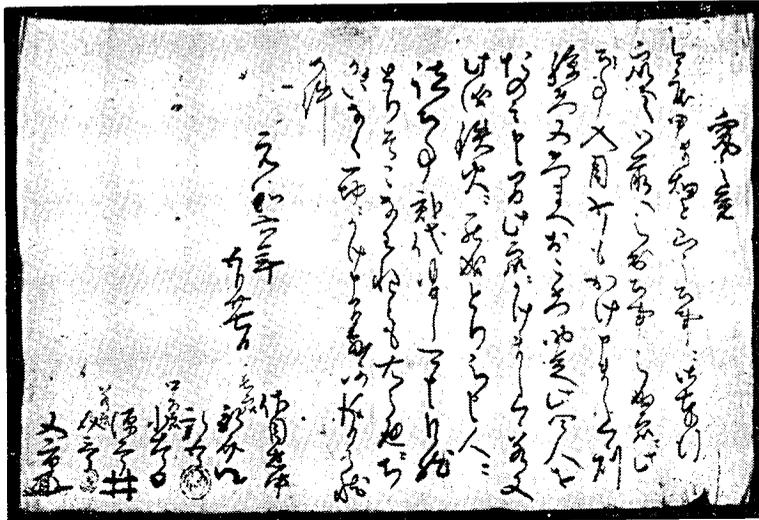
今度甲津畑と山之公事ニ、御奉行

衆へ之御前へ被出公事被成衆ニ、此

公事入目少もかけ申ましく、則

孫左衛門・又衛門・まへおこ衛門・助兵衛此四人を

近世村落における神判について



近江国神崎郡佐目村の村極

たのミ申は聞、此衆ニかけましくは、若又
此儀鉄火ニ罷成、とり被申は人ニ、
諸公事貳代ゆるし可申は、自然
とりそこなわれはとも、右之通ニち
かいなく、一切ニかけ申聞敷は、仍後日之狀
如件

元和六年

佐目惣中

五月廿七日

長衆

新介(略押)

新五郎[㊦]

中る衆^(毛)

小大郎(略押)

源二郎(花押)

若衆

介三郎[㊦]

又市(花押)

これは佐目と蒲生郡甲津畑との間に発生した山論につき元和五年奉行へ出訴に及んだが、佐目惣中としてこの訴訟に奔走する人々に入目(入費)をかけない事、及び鉄火裁判に付せられた場合、その犠牲者に対しては、その身一代のみならず、次の代に至るまで公事(村役)を免除することを取極めたものである。末尾に署名している佐目惣中を代表すると思われる人々が長衆二名・中老衆二名・若衆二名から成るのは惣の組織をうかがうための手がかりとなるであろう。この時果して鉄火を取るに至ったか否かは判明しない。以上に述べた鉄火裁判の存在を証明乃至示唆する三つの事例は何れも近

世初期、すなわち慶長・元和年代のものであること、及び何れも山論・境論に関するものであること、さらに鉄火を取る人に対しては何れの場合にも報酬を与え、もしくは与えようとしていること等の諸点が共通している。より一層多くの事例を集めてみなければ断定はできないが、これらの共通点は一般的に村落で鉄火裁判が行われた時期の限界や適用された訴訟の種類、及びその方法を示しているように思われる。

三 神 閻 裁 判

江戸時代中期以降になると上記抽籤神判に属せしむべきものが行われたことを示す史料がある。その第一は丹波国南条田郡保津村の場合で、延宝九年四月十九日付同村定書⁽¹⁸⁾によると、この時内山（入会地）を分割して、当時の住民一人に三反ずつ割りつけ、境界については帳面を作成してこれを遵守することとした。このわけ山の境界に関連して右定書の一箇条に、

一、加様ニ帳面作り境究置申上、何角與境論被致、相對ニ而瑠明不申ひ者、五名之評議請可申ひ、若評議相背同心無之ひ者、破り申仁乃鳥目壹貫文出させ置、神主を頼、是非之神符を上瑠明可申ひ、然上者破り申仁理之符上り申ひ共、壹貫文之儀ハ出させ可申事と規定されている。五名は同村で普通「五苗」と記していた五姓からなる郷士格の家々であろう。わけ山の境争論に際し、相対で解決しない場合はまず五苗の評議をうけるべく、この評議に従わない場合は錢一貫文を出させた上で神符によって是非の理を見出さんとするものであった。

次に越前国南条郡鱈波村には左の如き誓書案文⁽¹⁹⁾が現存している。

差上申一札之事

此度助右衛門矢物二付、每度村方へ相願申ひ二付、御神主様へ右之趣御願申所、則今日御神前おゐて神閻相叶ひ趣被仰聞承知仕ひ、

近世村落における神判について

依之若神閻相当り者、村方（作）左法之通番人之手ニ相渡可申は間、其時一言之子細申聞敷ひ、為後日銘と判形仕所仍而如件

天明八年

善吉 武兵衛

間太郎

申六月

（外四十一名略）

これは助左衛門なる者の盜難に際し、多数の中から犯人を探し出すために神閻によらんとしたもので、保津村の事例とは若干性質を異にしている。然しこの場合も証拠が無いため神意に判定の根拠を求めようとしたわけであるから、これも神判の一種と考えて差支えあるまい。

以上神閻裁判の二つの事例についてみたが、前者の場合は神判が実際に行われたことがあるか否かの確証はない。然しこれらによって理非の判定や犯人の決定にあたって、近世の村落には村集団として神符や神閻の示す所に従おうとする考え方があったことを知ることができよう。

四 結 言

以上江戸時代における村落の神判に関する史料につき、鉄火裁判と神閻裁判とに類別して若干の考察を試みた。要するに神判は一般に古い時代、又は原始的な未開社会に多く見られるものと考えられているが、近世の村落社会にも尚かなりに残存していたことがわかる。そして尚十分史料を博搜すれば異なった方法も発見されるかもしれないが、以上の史料によつて見る限り、近世村落の神判には鉄火によるものと、神閻・神符によるものとの二種があり、而も前者は近世初期に限られ、後者に関する史料は中期以降の年代を有しているということになる。これは史料が極めて少数に限られるため、或いは単なる偶然かとも考えられるが、ドイツの法制史家ハインリヒ・ミッターイス (Heinrich Mitteis) は火神判・水神判に対して「籤神判はおそらくもっと新しい形式であり、これは既により高い宗教発展段階に属している」と述べているか

ら、上述の二種の神判史料の時代的偏在は村落における神判形式の発展段階と関連があると考え得るかもしれない。

- (1) 中田薫「古代亜細亞諸邦に行はれたる神判」(同氏著『法制史論集』第三卷) 九二二頁。
 - (2) 穂積陳重「法律進化論」第一冊 四三三頁。
 - (3) 中田薫「前掲論文」 九三三—三五頁。
 - (4) 中田薫「古代亜細亞諸邦に行はれたる神判補考」(同氏著『法制史論集』第三卷) 九三七頁。仁井田陞「民間信仰と神判」(同氏著『中国法制史研究』刑法篇所収) 六八一—四頁。
 - (5) ブラックネット「イギリス法制史」総説篇上(イギリス法研究会訳) 二〇三頁。
 - (6) 仁井田陞「前掲論文」 六八七頁。
 - (7) 決闘も神判の一種であるという考え方もある。本来決闘は神判ではなく、当事者が自ら決闘を行う限り裁判手続の中に編入され、合法化され、当事者だけに制限された敵対関係(Feud)にはかならなかつたが、当事者が戦士を備って事を行わせるようになると決闘は神判的性格をもつてくる(ミッターイス「ドイツ法制史概説」世良晃志郎訳 五九頁参照)。
 - (8) 中田薫「前掲論文」 九二九頁。
 - (9) 仁井田陞「前掲論文」。
 - (10) ブラックネット「前掲書」 二〇四頁。
 - (11) 中田薫「前掲論文」穂積陳重「前掲書」牧野信之助「神判裁判について」(同氏著『武家時代社会の研究』所収)。
 - (12) 石尾芳久「神判と法の発見」(同氏著『日本古代法の研究』所収)。
 - (13) 牧野信之助「前掲論文」 五〇—七頁。
 - (14) 同上 五三一—七頁。
 - (15) 原本散逸のため滋賀県庁総務部所管影写本に拠る。
 - (16) 滋賀県神崎郡永源寺町大字佐目区有文書。
 - (17) 同じ近江国浅井郡菅浦村の天文十一年惣村契状(滋賀県伊香郡西浅井村大字菅浦区有文書)に「西之まこ太郎へん当」以下六名の署名略押があり、本文末尾に「惣別加判可進ひへ共、おとな二人・中老二人・若衆二人以上六人加判進ひ上へ、於以後少も如在有間敷ひ」と記されているのと全く符合しているのは注目すべきである(拙稿「村落の自治に関する一考察」宮本又次編『藩社会の研究』所収二五二頁参照)。
 - (18) 井ヶ田良治「丹波国南桑田郡保津村五苗文書」(同志社大学人文科学研究所紀要第三号) 一八一—二頁。
 - (19) 福井県南条郡南条村大字鯖波、石倉家文書。
 - (20) ミッターイス「前掲書」 五九頁。
- 〔後記〕 本稿を作成するに当り、史料所蔵者・保管責任者の各位および滋賀県庁総務部当局並びに同文書係松本致敬氏の御理解と御協力とを忝うした。また金沢大学法文学部教授服藤弘司・同海原文雄両氏から格別の有益な御教示を頂いた。ここに記して以上の各位に対し、深く感謝の意を表する次第である。尚本稿を印刷にまわした後、滋賀県甲賀郡水口町宇川区並びに朝田真昭氏の御厚意により、同地の鉄火裁判関係文書を見ることができた。これらについては不日稿を改めて言及することにした。